

'84

11月号

No.178号



飛び出しはやめよう！

10月18日に実際に道路で人形とダンプ  
カーを使って交通安全教室が開かれま  
した。

# 飛び出しはやめよう!

—事故の恐しさを、人形とダンブカーを使って実際に勉強しました。

十月十八日、鹿部小学校は、町と町交通安全指導員会、森警察署の協力により、学校前の通学道路で交通安全青年教室を開きました。当日は、人形と町のダンブカーを使い、飛び出し事故や、左折するダンブカーの内輪差による巻き込み事故の実験を行いました。鹿部小学校全児童としかべ幼稚園の全園児が参加しました。

園の全園児は、三班に分かれて見学しましたが、人形がダンブカーにひかれる瞬間、目をつぶったり、悲鳴をあげる子供もいて、飛び出し事故の恐しさを勉強しました。また、学級の代表がダンブカーの運転席にすわり、運転手の「死角」について体験確認し、あとで学級会で話しあいました。

# 鹿部消防署及び鹿部消防団

## 合同火災訓練が行われました。

十月二十二日、午後三時から鹿部消防署並びに消防団の合同火災訓練が行われました。

この訓練は、毎年一回行われているもので、今年は渡島リハビリテーションの協力により行われました。

午後三時、渡島リハビリテーションセンターから一九番通報があり、一階調理室から出火、延焼中で負傷者が一名という想定で開始されました。

消防署から無線で鶴の湯前で待機する各部隊に出動指令が発せられ、サイレン、回転灯をつけて出動し、リハビリ到着と同時に各水利からホースを延長して建物へ放水をしました。

本番さながらの回訓練で、到着から放水まで誠に速く、日ごろの訓練の成果が十分発揮されました。終了後の管理者代行川村町長のあいさつでも、消防長講評でも迅速、適切な行動が褒められました。こうして、消防署と消防団では、有事に備えて日ごろから厳しい訓練を行い、町民の生命と財産の保全に努めています。





## 「おとうさん おかあさん」 ガンバッテます

生涯教育の一環としてスタートした。鹿部町お茶の間大学。でお父さん、お母さん方が勉強しています。

十月十九日には、漁業コースで函館水産試験場室蘭支部長を講師にむかえ、「五十九年度のスケトウタラの漁況予測」というテーマで勉強しました。

また、ミセスコースでは、北海道消費者協会の消費生活コンサル

タントを講師にむかえ、「健康はまず食生活から」というテーマで勉強しました。

大学では、月一回程度各コース毎に講座を開いており、受講生は登録制となっていますが、毎回どなたが受講してもよいこととなっています。

あなたも、是非一度受講してみませんか……。

また、講義内容は、受講者の希望により決定いたしますので、開講を希望するテーマ等がありましたら事務局まで申し出下さい。

詳しくは、町教育委員会社会教育課（☎七三二二四）へお問い合わせ下さい。

## 立部誠一さん（人権擁護委員） 法務大臣表彰をうける

十月四日、当町の人権擁護委員立部誠一さんが、永年にわたる人権擁護活動が認められ法務大臣から表彰されました。

立部さんは、昭和三十六年十一月一日から人権擁護委員を務められ、今年で二十三年目を迎えました。



### 11月は雇用保険不正受給防止啓発月間

## 雇用保険が受けられるのは 仕事探しをしている人だけです

雇用保険は、みなさんが失業した場合に、その間の生活と仕事探しを援助するものです。つまり、積極的に就職しようとする意欲と、就職できる能力があり、実際に仕事探しをしている人と、実際に仕事探しをしていない人と、雇用保険は支給されません。

### 「不正受給は厳しく処分」

このような、雇用保険の制度の趣旨に反して、就職しているのにその事実を届け出ないなどのやり方で雇用保険を不正に受けた場合は、厳しく処分されます。

処分の内容はケースによってさまざまですが、悪質な場合には、不正に受給した金額の二倍の額を納めなければならなくなったり、詐欺罪などにより処罰されたりすることもあります。

### 「三百日分の支給額は

みなさんの中には、「雇用保険は、自分で納めたものだから返ってきて当たり前だ」と思っている人はいませんか？ これは

大きな間違いです。例えば、失業して三百日分の雇用保険をもらったとします。しかし、その額は月々納めていた保険料のおよそ九十分分に相当する額です。

このように、雇用保険の支給額のうち、自分が納めた分というのとはぐくわずかです。ほとんどの額は、他の労働者や事業主の方々が納めた保険料と、国民の税金で賄われているのです。へ制度を正しく理解して

### 有効な活用を

このような大切な雇用保険が正しく運営されるよう、不正受給に対しては、コンピュータシステムなどを活用することによりその防止、摘発に努めています。しかし、不正受給は依然として後を断ちません。

十一月は、「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

この月間を機会に、現在雇用保険を受けておられる方だけでなく、労働者、事業主その他の皆さんも、雇用保険を正しく理解しましょう。



# 鹿部今昔

-10-

## 鹿部小唄の ルーツを探る

鹿部小唄は、後藤一利作詞、佐々木章作曲により昭和二十三年につくられました。

小唄をつくる事となった直接のきっかけは、多年にわたる太平洋戦争につかれた住民の士気を高揚する事と地方自治思想を普及するため渡島町村会が、管内の各町村に提案した事でした。

作曲家の佐々木章氏は、旅まわり一座の隊長で、町村会からの紹介を受けて各町村をまわり各々の町村の唄の作曲をしました。従って当時つくった渡島管内の各町村の唄は、殆んど佐々木氏が作曲したものでした。

時は、小唄づくりが決定すると広く住民から公募され、当時の鹿部小学校の教頭先生であった後藤一利氏の詩が採用されました。

鹿部小唄ができた時は、小学校の体育館に住民を集め、発表会を行い、作曲家の佐々木氏の一連が伴奏し、集った住民が練習した。

また、この時は、鹿部小唄と共に

に「鹿部青年讃歌」(青年団の歌)もできました。

しかし、小唄の原形がみつからない事と、歌いつがれの為、原曲を知っている方からは、原曲との相違も指摘されています。

また、四番の「走るバスも」は、当時大沼電鉄の電車が運行されていたので「走る電車も……」となっていました。電車が廃止されバスが運行された為、電車がバスに変わったことでしょうか。

また、これ以前にも鹿部を唄った唄がありました。

それは、「鹿部情調」と「鹿部小唄」という歌で、作詞・作曲者いつ作られたか、という事はわかりませんが、昭和十二年に刊行された函館日日新聞社発行による「観光の道南」に掲載されているのがみつけられました。



大沼電鉄駅(現在のバス会社附近)



にぎわいをみせた本通り(浜通り)



旧郵便局



旧役場庁舎

## 鹿部小唄

後藤一利作詞  
佐々木章作曲

一、月もおぼろな夢の霧

熱い淫潮に湧く湯つば

二人寄りそい浜行けば

大岩小岩の夫婦波

鹿部うれしや

湯の香り

二、誰を待つやら駒ヶ岳

恋に身をやく火の煙

なびくあかねに船出すりや

一夜千両の灯が招く

鹿部大漁の

旗振り

三、尽きぬ苦難も陸奥も

明けて楽しい村祭り

共に歩めば高浜の

愛の夜霧に月見草

鹿部緑の

晴衣裳

四、恋の本別振り捨てて

走るバス(電車)も銚子づく

雪も水も何来い

四季に乱れて咲く湯草

鹿部よいとこ

ユートピア

## 鹿部情調

一、飛んで行きたい鹿部のお湯に  
走る車ももどかしや

二、忘れしやんすな鹿部の道を  
駒ヶ岳を背に負い前は海

三、駒ヶ岳から鹿部を見れば  
お湯のゆげやら真帆片帆

四、海はさざ波お山は煙  
合の鹿部は湯気の中

五、折戸渡れば早湯も近い  
胸の思いを今宵こそ

六、私しや本別おぬしと出来酒  
しかと吸付く銚子口

七、口説つればいよとも云えず  
今宵一夜は留の沢

八、主は浜辺に月澄む夜さは  
波のささやき気にかかる

九、月もおぼろにシシベの浜は  
お湯のゆげやらシブキやら

十、私しや火山で火を吐く思い  
消すに消されぬ胸の内

十一、胸の思いを押しもてきす  
焼けて火を吹く駒ヶ岳

十二、沼に下りたら鹿部へ電車  
駒の左の裾根を他人顔

十三、銚子口から口さき初めて  
気難直した沼の宿

十四、お湯の一夜が心に残り  
かえり見合し沼の宿

十五、沖の出船はお山を見やれ  
櫂りや役場の屋根見当て

十六、温泉の玄關モダンな駅で  
様を待つ間の一やすみ

鹿部小唄(旧)

可憐いあの子に

つい、ほだされて

いつか温泉宿の長逗留

ヨイサ ヨイサの 長逗留

一と宵、二夜じや語りもつきぬ

いつそ鹿部の 人となろ。

焼けた石から

萌え出る草木

わしも、気長に 待とうもの

ヨイサ ヨイサで

待とうもの

横と違う夜は 酒鳴りさえも

ほんに憎らし やるせない。

浮いて流れる

軽石さえも

岸の花には チョイと戯れる

ヨイサ ヨイサで

チョイと戯れる

折戸川への その白百合は

特な若衆に チョイとなびく

盆の月夜に

あの子と踊り

チョイと 心を ひいてみる

ヨイサ ヨイサで

ひいてみる

これさ 月夜だ お山が見てる

山の垣みは 火と燃えろ。

待つと 待たると



どちらがつからい  
走る電車も もどかしき

ヨイサ ヨイサの

もどかしき

紅葉する道 沿べに河辺

行けば鹿部の 湯の煙

梅が覚れても

温泉の里めぐり

逢うてうれしい 夜々の夢

ヨイサ ヨイサの

夜々の夢

沖の光は空南あたり

わしの胸にも 灯をともしそ

鹿部橋附近

消費者  
質問箱

相談

〔ケース①〕セールスマンに「困  
では、消火器の設置を義務づけ  
ている。備えていないと、罰金  
ぐらいでは済まない」といわれ、  
購入した。数日後、設置義務は  
ないことが分かり返品を申し出  
たが、業者は、現金購入を理由  
に応じない。  
〔ケース②〕引越して三か月  
ほどしたとき、セールスマンが  
訪ねてきて「町会で消火器を販  
売している。お隣りも購入した  
と言うので、一つ買った。しかし、  
町会とは関係がないことが分か  
ったので解約を申し出たが、応  
じようとしていない。  
〔ケース③〕「消火器の点検と  
アンケート調査に来た」と言う  
ので、消防署から来たものと勘  
違いし、消火器を購入してしま  
った。返品したい。

回答

各家庭が、災害に対する備え  
をすることは大切なことで、消  
火器の設置もその一つといえま  
す。

しかし、法的には、個々の家  
庭に消火器の設置が義務づけら  
れているわけではありませぬ。

ところが、  
相談例のよう  
に、あたかも  
公的機関や地  
域の組織から  
の訪問のよう  
に装い、名を  
かたり、設置  
義務を強調す  
るなどして、  
消火器を販売  
する悪質なや  
り方が後を断  
ちませぬ。な  
かには「消防  
署から来た」  
というケース  
も報告されて  
いますので、  
気をつけたい  
もの。消防機  
関の職員は、  
消火器の販売  
や点検は行っ  
ていません。

■かたり商法  
不審に思ったら  
名をかたる公的機関などに連絡を

「市価より高額」なものを「必  
要以上」に購入してしまうこと  
がありますので、十分注意しま  
しょう。後になって、かたり商  
法だと気づき、解約や返品を  
申し出ようと連絡しても、次の  
ような理由から、結局、消費者  
のほうがあきらめてしまう例が  
多いようです。

▼セールスマンの「虚偽の説  
明」は口頭なので立証が困難▼  
商品を受け取り、代金を全額支  
払った場合には、クーリングオ  
フ(一定期間内なら解約できる  
こと)は適用されない▼業者が  
解約に応じない―などのため  
交渉期間が長引き、わずらわし  
さが増す半面、必需品でもある。  
といったことから、そのままに  
してしまふことが多いのです。  
購入を勧められて不審に思わ  
れた方は、消防署などにお問い  
合わせください。  
このほか、公的機関をかたる  
ものに「郵便局の指導で」など  
といって表札を訪問販売する例  
もよく見られます。家族の氏名  
を表示するのは、郵便物などの  
配達には望ましいことではあり  
ますが、強制されるものではありません。  
なかには、代金だけを受け  
取り、名前を書いた表札を届  
けない悪質な業者も見られます  
ので注意しましょう。

# お知らせ



除雪作業についてのお問い合わせ

路上駐車は除雪作業の妨げとなるのでやめましょう。

いよいよ本格的な冬降雪の到来する季節となりました。町では、冬の快適な生活と、交通路の確保、及び緊急時に備えて除雪を行っています。例年除雪の際問題となるのが路上駐車です。冬の上り車は、除雪作業が手間どるだけでなく交通事故の原因にもなりますので絶対にやめな

## 勤めをやめた人は国民年金に加入を

勤めをやめて自分で商売をはじめた人や、厚生年金などの公的年金制度のない職場へ再就職した人は、必ず国民年金に加入しましょう。

国民年金に加入し保険料を納付しますと、今まで加入していた年金制度とつながり、将来、それぞれの加入期間に応じた年金が受けられるようになります。勤めをやめたら、すぐ加入の手続きをしましょう。



## 11月は「自動車税整理月間」です。

○ まだ自動車税を納入していない方は、直ちに納税して下さい。納税しない場合は、給料、財産を差押えることがあります。納税できない事情のある方は、被服支庁徴収課へ申し出て下さい。

い。

○ 自動車を購入、譲渡、廃車又は登録事項を変更した時は、その都度、函館陸運事務所に登録申請をしなければなりません。特に、住所を変更した方は、必ず渡島支庁税務部へ連絡して下さい。

連絡先  
函館市五稜郭町二六〇八  
渡島支庁税務課徴収課  
☎ 五一一九一一  
内線 三五五

## 北海道関係指名願説明会開催のご案内

昭和六十年年度の北海道関係指名願の書き方と申請についての説明会を、次のとおり開催いたします。正しい事務手続を行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。

○日時 十二月十一日  
午前十一時受付  
○場所 函館駅前  
拓銀ビル8F  
大ホール

昭和六十年年度指名願が次のように改正されます。  
一、資格審査申請書付票が二様式から六様式になります。

(北海道)

## 陸運事務所からのお知らせ

### 自動車の検査・登録のおたずねは陸運事務所へ

最近、自動車の急速な普及により自動車売買に伴うトラブル等が発生しています。次のことを守りましょう。

- 車を売ったり、買った時は、廃車の手続きをしましょう。
- 引越しや、転勤等で住所が変わった時は、住所変更の手続きをしましょう。

○車を使わなくなった時は、廃車の手続きをしましょう。  
○車の名義変更や廃車の手続きをしないといつまでも自動車税の納付通知書が名義人のところに

送られます。

○車の定期点検整備は、使用者に義務付けられています。定期的な健康診断を受け、故障による公害の防止など、安心して住めるよりよい社会環境を作りましょう。

函館陸運事務所  
函館市樫木町五五五二四  
☎ 〇一三八一四九一五七〇〇

## 函館中央卸売市場の買出人登録について

渡島・松山支庁管内において、次の業務を営む方が買出人として函館市の登録を受け、仲卸業者から青果物等を買受けることができますので、ご希望の方は次により申請願います。

- 一、一定の店舗等を有し、野菜、果物及びこれらの加工品を直接消費者に販売をする方
- 二、保健所長の営業許可を受けた飲食店等を営む方
- 三、一定の加工設備を有し、青果物等を加工して販売することを業とする方

なお、申請は毎月受付しております。その他詳細についてのお問い合わせは、  
函館市中央卸売市場 業務課  
☎ 〇一三八一四九一四一四一



### 町長及び 町議会議員選挙について

**事前運動は  
禁止されています。**

昭和六十年一月十九日任期満了に伴う鹿部町長及び鹿部町議会議員選挙が、任期満了前二ヶ月以内に執行されます。

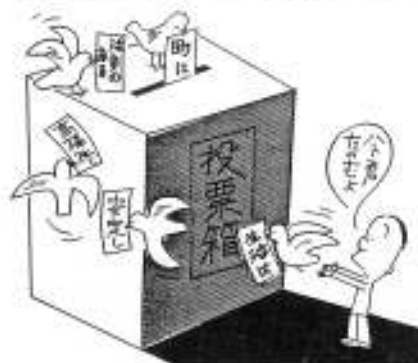
立候補を決定したなら、直ちに選挙運動をしたいのが人情ですが、法律では立候補前を受理された日から、投票日の前日までの間は法律で定められた範囲内の選挙運動ができるだけで、事前運動は禁止されています。

このことは、選挙運動の時期を特定することにより、各候補者の選挙運動のスタートをできるだけ同時に行うこととし、無用の競争を避けることにそのねらいがあるといわれています。従って、事前運動として禁止されているのは、立候補の届出前における一切の選挙運動であって、買収や戸別訪問のような選挙運動期間中も禁止される行為はもち論のこと、個々面接とか、電話による選挙運動のような選挙運動期間中ならで可る行為であっても、これを立候補の届出前に行えば一切事前運動となります。

このような規制に違反して事前選挙運動を行うと、その後立候補したかどうかに関係なく、事前行為が禁止違反罪として一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処せられます。

ただし、次のような行為は事前運動にはあたりません。それは、供託物の供託する行為、選挙運動員又は労働者の内交渉、ポスターや看板の作成準備等の外、演説行為等は認められています。この行為も内容によっては事前運動にもなりかねないので充分留意願います。

公職選挙法の適用を受けない漁業共同組合役員選挙と違い、町長、町議会議員はいろいろな規制がありますので、お互いに充分留意し、明るい選挙にしましょう。



**公職の候補者等は  
寄附をすることが  
禁止されています**

公職選挙法では、公職の候補者となろうとする人（公職にある人も含む）は、一切の寄附が禁止されていますが、政党その他の政治団体若しくはその支部に対する寄附や、公職の候補者が専ら政治上の主義又は政策を普及するためやむを得ない実質寄附は例外として認められています。

しかし、この例外規定も当該選挙の一定期間中は禁止されます。従って、町長、町議会議員の任期満了前九十日にあたる日（昭和五十九年十一月二十一日）から、投票日までには禁止されることとなりますのでご留意下さい。明るい選挙にするため、皆さんのご協力をお願いします。

### 明るく正しい選挙



**実態にあった  
住民登録を**

選挙人名簿へは、住民登録をした町村で登録をされますが、住民基本台帳法では実態にあった住民登録が義務づけられています。

法律でいう住所とは、「生活の本拠」をいい、学生等は特別の事情がない限り下宿先や寮等に住所があるものとされています。

従って、実態にあっていない人（例は、函館市内に就職し、市内のアパートに入っている人等）や大学生（通学している人を除く）は、鹿部町には住所がないこととなりますので、実態にあった住民登録をして下さい。

**選挙人名簿  
定時登録結果**

公職選挙法の規定により、毎年九月一日現在で定時登録を行います。登録後の投票区別有権者数は次のとおりです。

### 選挙人名簿登録者数

(59・9・1現在)

投票区	男	女	計
第1投票区	111	109	220
第2投票区	128	132	260
第3投票区	322	344	666
第4投票区	650	710	1,360
第5投票区	358	347	705
第6投票区	64	63	127
計	1,633	1,705	3,338



さわやか君

西村 宗



問  
私は、五八才になる者ですが、老人いこいの家の入浴と、仲間での使用について教えて下さい。  
(宇宮浜 一町民)



- 30 -

答  
老人いこいの家での入浴は、六〇才以上の方であれば入浴することができます。  
入浴時間は、午前十時から午後五時までで、毎週月曜日が休館日となっております。  
その他の理由により、いこいの家不能使用できない時は、目撃等によりお知らせします。  
また、仲間の方々に会合等に利用する場合も、六〇才以上の方であれば使用することができます。  
使用時間は、入浴と同様午前十時から午後五時までとなっております。毎週月曜日が休館日となっております。  
使用料は、無料で、使用の申し込みは、民生課に備え付けの用紙により申し込みをして下さい。  
使用後の後始末は、利用者の責任をお願いします。  
その他、老人いこいの家の利用については、民生課へお問い合わせ下さい。

(民生課)



勤労感謝の日  
11月23日

氏名  
間本 克美  
七三才  
才鹿 鹿部



おくやみ  
もうしあげます

氏名  
中村 彩輝  
伊賀野 玲華  
川合 祐善  
浦大 秀人  
御堂 乃悟  
和野 介幸  
宮本 本宮  
浜別 別浜



おたんじょう  
おめでとう

世帯と人口

(59・10・31現在)  
( )は前月比です。

世帯数	1,343世帯 (+4)
男	2,573人 (+7)
女	2,560人 (+8)
計	5,133人 (+15)

戸籍の窓

12月の救急病院

12月2日	遠藤病院 (七飯町)	☎0138672070
12月9日	渡辺病院、美ヶ丘病院 (大野町)	☎0138778761
12月16日	遠藤病院 (七飯町)	☎0138672070
12月23日	安田医院 (七飯町)	☎0138657341
12月29日	尚仁堂診療所 (大野町)	☎0138778105
12月30日	佐々木外科病院 (七飯町)	☎0138653520
12月31日	沢田医院 (鹿部町)	☎0138(7)2105

診療時間は午前9時～午後4時